

経営改善計画（案）

財団法人 かながわ廃棄物処理事業団

目 次

1 経営方針

(1) 事業団の設立趣旨・目的・経緯	P1
(2) 事業概要	P1
(3) 施設概要	P2
(4) 経営改善計画策定の趣旨	P2
(5) 経営改善計画の実施期間	P3

2 現状と課題

(1) 廃棄物処理の状況	P3
① 廃棄物の受入状況	P3
② 施設の稼働状況	P4
③ 課題	P4
(2) 経営状況	P4
① 現状	P4
② 課題	P5

3 今後の動向

(1) 県内の産業廃棄物の排出、処理の状況	P5
① 産業廃棄物の増加とリサイクルの進展	P5
② 近隣への大型民間施設の進出等による影響	P6
(2) 今後求められる公共的ニーズ	P7
① 多量に発生する産業廃棄物の県内処理の推進	P7
② 県内処理のネットワーク化	P7
③ 一般廃棄物の安定的処理への対応	P7
④ 処理困難物への対応	P8
⑤ 緊急的事案への対応	P8

4 経営改善計画の基本的な考え方

(1) 果たすべき公共的役割	P8
① 高水準で推移する産業廃棄物の県内処理の推進	P8
② 廃棄物の適正処理を推進するためのサポートとしての役割	P9
③ 処理困難物への対応	P9
④ 緊急的な事案への対応	P9
(2) 経営環境の変化に応じた抜本的な経営改善	P9
(3) 経営改善の基本方針	P9
(4) 実施期間	P9

5 具体的な取り組み

- (1) 廃棄物搬入量の確保 ----- P9
 - ① 積極的な事業展開 ----- P9
 - ② 利用者サービスの向上 ----- P10
 - ③ 新たな廃棄物の受入体制の整備 ----- P10
- (2) 安定稼働体制の整備 ----- P10
 - ① 大規模修繕による施設の維持管理 ----- P10
 - ② 安定的な稼働確保にむけた運転管理、保守点検の実施 ----- P11
- (3) 処理事業経費の削減 ----- P11
 - ① 運転委託費の削減 ----- P11
 - ② 薬剤消耗品費の削減 ----- P11
 - ③ 処分委託費の削減 ----- P11
- (4) 組織、業務執行体制の見直し等による管理費の徹底的な削減 --- P11
- (5) 安定経営に向けた取組み ----- P11
 - ① 施設建設基金への出捐についての要請 ----- P11
 - ② 神奈川県産業廃棄物協会との連携強化 ----- P11
 - ③ 医師会との連携強化 ----- P12
 - ④ 国との連携強化 ----- P12
 - ⑤ 経営体制の強化 ----- P12

6 中長期収支見通し

- (1) 中期収支見通し ----- P12
- (2) 長期収支見通し ----- P12
- (3) 経営改善計画の見直し ----- P13
- (4) 今後の方向 ----- P13

1 経営方針

(1) 事業団の設立趣旨・目的・経緯

財団法人かながわ廃棄物処理事業団の設立の背景には、1990年代初め、最終処分場のひっ迫、県外での搬入規制、海洋投入処分の原則禁止など、産業廃棄物処理を取り巻く厳しい情勢があり、民間による施設整備が進まないなか、最終処分場の負荷を軽減するため、公共関与による資源化や減量化を促進する中間処理施設の設置が急務となっていた。そこで、神奈川県、横浜市及び川崎市の三公共団体が中心となって、県内の産業廃棄物の適正処理及び民間処理施設の設置促進を目的として、平成8年に財団法人かながわ廃棄物処理事業団を設立し、平成13年度から、かながわクリーンセンターの施設を稼働している。

(主な沿革)

- 平成8年11月 神奈川県知事から法人設立許可を得て、財団法人かながわ廃棄物処理事業団を設立
- 平成11年4月 建設工事に着手
- 平成12年11月 厚生大臣から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理センターの指定を受ける。
- 平成13年6月 かながわクリーンセンター施設の本格稼働を開始
- 平成15年4月 受入料金見直し（平均25%の値上げ）
- 平成17年9月～18年2月 ダイオキシン類対策を講じるため3号炉を停止
- 平成18年7月 受入料金見直し（平均16%の値上げ）

(2) 事業概要

① 産業廃棄物の処理

廃プラスチック類等の可燃性廃棄物や有機性汚泥等の焼却処理、大型形状物の破碎、金属類や土砂類除去のための選別及び汚泥の脱水処理等の前処理を行うとともに、特別管理産業廃棄物のうち、感染性廃棄物の焼却処理を行っている。

また、廃熱を利用した発電によるサーマルリサイクルとして、余剰電力を電力会社に売電しており、こうした廃棄物焼却に伴う発電によって、CO₂削減等に寄与している。

更に、事業活動が環境に与える影響と循環型社会への重要性を認識し、平成19年度にエコアクション21を取得し環境保全活動を推進することで環境負荷の低減に努めている。

② 産業廃棄物の処理技術等に関する調査研究

焼却施設を稼働することにより混合産業廃棄物の焼却処理技術の実証や処理技術の研究等を行うとともに、その他処理施設の設置促進に必要な

な諸調査を行っており、成果についてはホームページにも掲載している。

③ 普及啓発

調査研究事業成果の活用、展示、見学及び環境保全への取組み等を通じて、産業廃棄物の適正処理、民間施設の設置促進に関する普及啓発を行っている。

(3) 施設概要

施設名 : かながわクリーンセンター

所在地 : 川崎市川崎区千鳥町6番1号

面積 : 敷地24,507㎡ 建物(延床)17,020㎡

受入品目 : 産業廃棄物(廃プラスチック類、木くず、紙くず、有機性汚泥、廃油、動植物性残さ、繊維くず、動物系固形不要物等)

特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)

処理能力 : 前処理(破碎・選別85t_日/日、脱水15m³/日)

焼却処理210t_日/日(70t_日/日×3基) 発電設備4,800kW

(4) 経営改善計画策定の趣旨

財団法人かながわ廃棄物処理事業団(かながわクリーンセンター)は、県内で唯一、国から廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターに指定され、県内における中間処理(焼却処理)の中心的役割を果たしている。

しかし、平成17年度はダイオキシン類対策により3号炉を整備したため、搬入量及び事業収入が落ち込んだ。

平成18年度、19年度についても、リサイクルの進展や、近隣への大型民間施設の進出等の影響などから、事業団の搬入量の減少に伴う収益が下落し、基金の取り崩しが続いている。

こうしたなかで、平成21年度からは、これまでの日本政策投資銀行への借入金の返済に加え、神奈川県、横浜市、川崎市の三公共団体への借入金の返済期限が到来するなど、現在の収支状況では、事業団の資金繰りが更に悪化する可能性がある。

このため、経営改善計画を策定し、目標を達成することで経営健全化を図り、県内における安定した産業廃棄物処理の拠点として、期待に答えようとするものである。

なお、本計画は当事業団の設立者である神奈川県、横浜市、川崎市の協力を得て取りまとめた。

(5) 経営改善計画の実施期間 (平成21年度～平成24年度)

産業廃棄物の急激なリサイクルの進展、近隣施設の整備状況等、事業団を取り巻く環境の変化が大きいため、事業予定期間の平成32年度までの12年間のうち社会経済状況の変化等に対応できるように、当面の4年間の計画の実施期間とした。

ただし、平成20年度についても実施可能なことについて、前倒しで取り組むことにより、経営の改善を早急に図る。

2 現状と課題

(1) 廃棄物処理の状況

① 廃棄物の受入状況

事業団の廃棄物受入状況は、平成16年度までは安定的な需要に支えられ順調に推移してきた。

しかし、平成17年度のダイオキシン類対策に伴う焼却炉の点検整備による搬入調整や平成18年度の料金値上げ、近隣（東京都江東区）での大型民間処理施設（東京臨海リサイクルパワー(株)）の稼働、焼却炉の故障停止に伴う搬入調整等の要因から搬入量は減少傾向にある。

更には、リサイクルの進展、特に木くずや廃プラスチックなどは原油高の影響もあり、国内に止まらず経済発展著しい海外でも燃料資源として取引されるなどの影響を受け、平成16年度に比べ17、18、19年度と低水準で推移している。

ただし、事業団の契約者数は平成19年度1,732件で、開業時の1,188件に比べ約1.5倍に増加している。

※ 受入状況の推移

項目	H13年度(6月～)		H14年度		H15年度		H16年度		H17年度		H18年度		H19年度	
	搬入量(t)	(%)	搬入量(t)	(%)	搬入量(t)	(%)	搬入量(t)	(%)	搬入量(t)	(%)	搬入量(t)	(%)	搬入量(t)	(%)
廃プラスチック類	16,020	39.9	15,271	29.5	19,142	37.0	19,106	39.0	17,234	39.0	13,609	36.8	12,264	32.1
汚泥	569	1.4	2,254	4.3	1,491	2.9	2,104	4.3	1,496	3.4	1,293	3.5	989	2.6
紙くず	4,119	10.2	4,032	7.8	3,978	7.7	4,209	8.6	4,682	10.6	6,440	17.4	8,764	23.0
木くず	6,210	15.4	9,923	19.1	11,708	22.6	7,783	15.9	8,246	18.7	4,538	12.2	3,838	10.1
繊維くず	30	0.1	85	0.2	28	0.1	6	0.0	15	0.0	1	0.0	5	0.0
廃油	193	0.5	534	1.0	731	1.4	1,010	2.1	913	2.1	1,049	2.8	841	2.2
廃酸	-	-	56	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動植物性残さ	1,357	3.4	2,690	5.2	2,036	3.9	1,513	3.1	1,188	2.7	1,741	4.7	2,379	6.2
動物の死体	-	-	19	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動物系固形不燃物	-	-	151	0.3	16	0.0	12	0.0	10	0.0	19	0.0	-	-
建設系混合廃棄物	9,829	24.5	12,476	24.1	7,153	13.8	7,391	15.1	4,543	10.3	3,704	10.0	5,221	13.7
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	6	0.0	7	0.0	26	0.0	6	0.0
感染性廃棄物	615	1.5	998	1.9	906	1.8	901	1.8	960	2.2	669	1.8	416	1.1
非感染性医療系廃棄物	1,241	3.1	3,352	6.5	4,532	8.8	4,933	10.1	4,881	11.0	4,000	10.8	3,435	9.0
合計	40,183	100.0	51,840	100.0	51,721	100.0	48,972	100.0	44,174	100.0	37,090	100.0	38,157	100.0

※ 契約者数の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
製造業等	158	204	257	288	311	328	351
医療機関等	933	900	970	1,013	1,064	1,092	1,114
建設業	36	46	84	119	142	162	178
中間処理業	61	68	70	84	87	89	89
計	1,188	1,218	1,381	1,504	1,604	1,671	1,732

② 施設の稼働状況

かながわクリーンセンターの焼却施設は平成13年6月から本格稼働をしているが、近年、24時間連続運転による多種多様な産業廃棄物の焼却に対応してきたことによる劣化、故障等が増加している。

特に17年度以降、緊急停止による焼却炉の停止時間が増加し運転時間が減少する状況が続いている。

※ 焼却施設の稼働状況

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
運転実績							
1号炉	214日	267日	277日	262日	269日	253日	242日
2号炉	236日	287日	285日	262日	262日	280日	210日
3号炉	147日	242日	231日	236日	176日	125日	217日
計	597日	796日	793日	760日	707日	658日	669日
緊急停止回数							
1号炉	4	1	0	5	41	79	55
2号炉	0	2	1	5	31	59	66
3号炉	6	4	5	7	36	23	28
計	10	7	6	17	108	161	149

③ 課題

こうした社会経済情勢に連動した廃棄物を取り巻く環境の変化や事業団焼却炉の稼働状況等の現状を踏まえ、抜本的な事業運営の改善による搬入物の確保及び、焼却炉の計画的な整備等による安定的な受入体制の確立が急務となっている。

(2) 経営状況

① 現状

かながわクリーンセンターは、産業廃棄物の適正処理、民間処理施設の設置促進を図るためのモデル施設として環境に配慮した施設であるため、建設当時の民間処理施設を上回る施設整備を行っており、併せて普及啓発を行うための設備を充実させている。

そのため公共的役割に鑑み、毎年度、設立主体である三公共団体からの負担金の交付も受けて、事業運営を行っている。

現在、平成16年度から日本政策投資銀行への建設借入金の返済が本格化しているなかで、平成17年度以降、前述したような搬入量の減少等により、事業収支が悪化し、基金の取り崩しを行わざるを得ない状況となっている。

○ 収支の推移

(単位：百万円)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
事業収支	収入	処理事業収入	1,073	1,497	1,847	1,733	1,511	1,386	1,402
		売電収入	12	34	46	45	30	17	16
		その他収入	1	442	2	3	13	3	5
	支出	負担金収入	468	458	414	414	414	414	414
		事業収入 計 A	1,554	2,431	2,309	2,195	1,968	1,820	1,837
		管理費・処理事業費	1,210	1,473	1,578	1,557	1,613	1,550	1,714
		調査研究・普及啓発費	8	10	12	10	10	10	4
		その他支出	31	0	0	0	0	0	0
		事業支出 計 B	1,249	1,483	1,590	1,567	1,623	1,560	1,718
		事業収支① A-B	305	948	719	628	345	260	119
投資・財務収支	収入	基金取り崩し収入	0	0	0	40	298	370	391
		その他収入	0	2	0	0	1	4	1
		資本収入 計 C	0	2	0	40	299	374	392
	支出	借入金返済	0	127	420	621	621	621	621
		基金積立	300	805	240	0	0	0	0
		その他支出	4	13	17	9	5	4	6
		資本支出 計 D	304	945	677	630	626	625	627
		資本収支② C-D	△ 304	△ 943	△ 677	△ 590	△ 327	△ 251	△ 235
全体収支 ①+②		1	5	42	38	18	9	△ 116	

○ 借入金の返済状況

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
政策投資銀行借入金元金	-	127	420	621	621	621	621	621	621	621
公共借入金元金	-	-	-	-	-	-	-	-	131	188
計	-	127	420	621	621	621	621	621	752	809

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	合計
政策投資銀行借入金元金	621	621	621	626	334	11	-	-	-	-	7,728
公共借入金元金	188	269	269	269	269	269	269	269	138	163	2,691
計	809	890	890	895	603	280	269	269	138	163	10,419

② 課題

事業収入の安定的な確保、経費削減など抜本的な経営改善の必要性、また、平成21年度からはじまる三公共団体への毎年度約2億円の借入金返済への対応及び多額の財源を必要とする大規模修繕への対応が課題となっている。

3 今後の動向

(1) 県内の産業廃棄物の排出、処理の状況

① 産業廃棄物の増加とリサイクルの進展

神奈川県が平成20年3月に改訂した神奈川県廃棄物処理計画によると産業廃棄物の排出量は、産業構造の変化や廃棄物の分別やリサイクルなど事業者による発生抑制の取組みが進んだことなどにより、平成

5年度の2,040万トンから平成15年度の1,785万トンと減少傾向にあったが、平成18年度は建設廃棄物の増加などにより、1,817万トンとやや増加に転じ、今後も平成27年度に向け、高度成長期に建設された建物が更新時期を迎えることなどに伴う、建設廃棄物の増加が見込まれる。

減量化量の平成18年度実績は989万トンで、このうち委託中間処理量は726万トンとなっており、県内処理量は622万トン、県外処理量は104万トンとなっている。

再生利用率は平成15年度まで36%で推移していたが、平成18年度には38%へと上昇しており、特に廃プラスチックや木くずをはじめとするリサイクルの進展が目覚ましい。

	平成5年度			平成10年度			平成15年度			平成18年度		
	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数	排出量	構成比	指数
排出量	2,040	100%	100	1,845	100%	90	1,785	100%	88	1,817	100%	89
再生利用量	707	35%	100	670	36%	95	650	36%	92	682	38%	96
減量化量	1,086	53%	100	958	52%	88	979	55%	90	989	54%	91
最終処分量	247	12%	100	217	12%	88	156	9%	63	146	8%	59

② 近隣への大型民間施設の進出等による影響

平成14年度から廃棄物処理法及びダイオキシン対策特別措置法による廃棄物焼却施設のダイオキシン排出濃度の規制強化が行われた影響で県内の焼却施設は大幅に減少し、それ以降、県内で新たな焼却施設が設置されたのは平成17年12月の日本整油(株)川崎工場（現エヌエス・ユシロ）1カ所のみであった。

しかし、今後、県内に大型民間施設の進出が予定されており、事業団を取り巻く経営環境は一層、厳しくなることが予想される。

※ 県内の焼却施設数の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
処理事業者設置	57	53	42	43	42	41
排出事業者設置	82	66	38	38	37	37
計	139	119	80	81	79	78

※ 県内に進出計画のある主な施設

(株)シンシア

事業主体 株式会社横浜金沢シンシア
 所在地 横浜市金沢区幸浦1-8-2（金沢工業団地内）
 稼働開始 平成21年8月予定
 施設概要 焼却炉（キルストカー炉）186トン/日×2基

JFE環境(株)

事業主体 JFE環境株式会社
 所在地 横浜市鶴見区末広町2-1-5他
 稼働開始 平成24年度頃の見込み
 施設概要 焼却炉（キルストカー炉）200トン/日×1基

(2) 今後求められる公共的ニーズ

① 多量に発生する産業廃棄物の県内処理の推進

神奈川県が策定した神奈川県廃棄物処理計画（平成20年3月改訂）によると、県内の平成18年度の産業廃棄物の排出量は1,817万トンで、そのうち建設業が569万トンで全体の31.3%を占めており、建設廃棄物の増加が著しい。

今後、高度成長期に建設された建物が更新時期を迎えることなどにより、解体工事が増加し、建設廃棄物が大幅に増加するとされている。

こうした建設廃棄物は、県内の不法投棄等の不適正処理事案の多くを占めているところであり、適正な処理体制が求められている。

また、県外で中間処分されている産業廃棄物は依然として、大量であり、廃棄物県内処理100%を進めるためにも、県内で有数の焼却能力を有し、信頼性・安全性のモデルである事業団は、県内における適正処理を推進する役割を担っている。

更に、昨今のガソリン価格の高騰に伴う輸送コストの増大から、運搬距離が短くて済む、県内処理の必要性が高まっており、事業団の役割と機能は、重要性が増している。

② 県内処理のネットワーク化

今後、大規模な民間施設が進出してくるなかで、県内の中間処理業者の多くを占める中小事業者のネットワーク化が求められるとともに、県内の中小企業や個人医院から排出される廃棄物の安定的処理を確保する必要がある。

ア 県内中間処理業者のサポートとしての役割

県内の適正処理を確保するため、県内で多くを占める中小処理業者のサポートとしての機能を強化する。

具体的には、処理業者の焼却炉の修繕停止時等の相互連携を図るとともに、県内の収集運搬業者と連携して安定的な処理を行うことが求められる。

イ 県内中小企業、医療機関等に対する安定的な処理体制としての役割

公共関与による信頼性・安全性の高い処理により、県内中小企業や医療機関の安定的、継続的な処理体制を確保する必要性が求められている。

③ 一般廃棄物の安定的処理への対応

県内市町村の一般廃棄物の焼却炉について、定期的な保守メンテナン

スで施設を停止する場合に、今まで県外の施設で処理されていたものについて、県内で安定的に処理するという公共的なニーズがある。

また、今後、市町村のごみ処理広域化が進んでいくなかで、焼却炉の新設のため、既設の焼却炉を停止する場合の安定的な処理も求められる。

こうした、新たな一般廃棄物処理のセーフティネットとしての役割が考えられる。

④ 処理困難物への対応

ア 特別管理産業廃棄物の適正処理

化学工場等から排出され、特別管理産業廃棄物に該当する有機塩素系溶剤等は、処理困難物として受け入れ先が限定される廃棄物であり、その適正処理に努めることにより公共的役割を果たしていると考えられる。

イ 低濃度PCBの適正処理

環境省は大量に存在することが判明している低濃度PCB汚染物の処理体制の整備を進めているところであり、平成19年度に実証試験が行われた事業団は、今後、実用化が実現した場合、受入先としての役割が求められる。

⑤ 緊急的事案への対応

ア 鳥インフルエンザ等への対応

「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に基づく発生時の汚染物焼却の協力先に位置づけられており、そうした緊急時の対応が必要である。

イ 災害時の廃棄物処理への対応

首都圏での大規模地震の発生が危惧されているなか、そうした緊急時に備え耐震補強による対応を行っている事業団は、災害廃棄物の緊急対応先として機能することが求められている。

4 経営改善計画の基本的な考え方

(1) 果たすべき公共的役割

① 高水準で推移する産業廃棄物の県内処理の推進

事業者による発生抑制の取組み等が進んでいるものの、依然として産業廃棄物の排出量、減量化量は一定の水準にあり、今後、増加が見込まれる建設廃棄物などのうち、リサイクル出来ず、焼却処理せざるを得ない廃棄物の処理を推進し、県内での適正処理を推進する。

② 廃棄物の適正処理を推進するためのサポートとしての役割

県産業廃棄物協会と連携し、県内の中間処理施設のサポートとしての役割を果たし、県内の中小企業、医療機関などに対する安定的な処理を担うとともに、市町村の一般廃棄物焼却施設の休止時等のサポート施設としての役割を担うことに努める。

- ③ 処理困難物への対応（低濃度PCB、特別管理産業廃棄物）
信頼性、安全性の高い廃棄物処理センターとして、民間での処理が難しい処理困難物の適正処理を推進し、不適正処理を未然に防止することで、県民の生活環境の保全を図る。
- ④ 緊急的な事案への対応（鳥インフルエンザ、災害発生時）
緊急的な社会的ニーズに公共関与施設として迅速な対応を図る。

- (2) 経営環境の変化に応じた抜本的な経営改善
リサイクルの進展、近隣への大型民間施設の進出等、事業団を取り巻く周辺環境の変化に対応するため、収入支出両面での抜本的な取り組みにより経営健全化を図り、公共的な役割を果たすよう努める。

(3) 経営改善の基本方針

- ① 収入に見合った徹底的な経費削減、抜本的な組織執行体制の見直しによる収支均衡
- ② 新たな事業展開による搬入量の確保
- ③ 効率的に運営するための施設の安定稼働体制の確保

(4) 実施期間 平成21年度～24年度（4年間）

昨今の産業廃棄物の3Rの状況や近隣施設の整備状況から当面4年間の計画期間とした。

5 具体的な取り組み

(1) 廃棄物搬入量の確保

① 積極的な事業展開

ア 収集運搬業者との連携

事業団は収集運搬部門を有していないことから、民間収集運搬事業者との連携により、安定した搬入量を確保する。

イ 中間処理業者との連携

県内中間処理業者（焼却）のセーフティネットとしての役割を果たすことで、県内処理の推進を図るとともに、事業団としての搬入量の拡大にも努める。

② 利用者サービスの向上

ア 弾力的な料金運営

基本となる設定料金をベースに搬入量や搬入品目による弾力的な料金運営により、利用拡大を図る。

イ サービス内容の充実

受入時間の延長等、利用者のニーズにあったサービス内容の充実を図り、利用拡大を図る。

③ 新たな廃棄物の受入体制の整備

ア 一般廃棄物の受入

県内市町村の焼却施設停止時に受入先の確保に苦慮している状況を鑑み、サポート施設として機能することを検討する。

イ 低濃度PCBの処理

大量に存在することが判明している低濃度PCB汚染物について、環境省が処理体制を整備するための焼却実証試験の実施箇所の一つに事業団は選ばれ、平成19年度に支障なく処理を行った。

国による焼却処理実用化に向けた動きが加速しているなかで、条件整備を図りながら、低濃度PCBの処理について受入体制を整える。

ウ 公共的な役割を發揮すべき事案の廃棄物処理

事業団は平成14年度のBSE（牛海綿状脳症）の発生時、殺処分された牛の死体の焼却処理を行ったが、近年、発生が危惧される鳥インフルエンザについても「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル」に基づく発生時の汚染物焼却の協力先に位置づけられている。

今後、こうした病害鳥獣の伝染病対策として県民生活に影響の大きい公共的役割を發揮すべき場面が想定される。

(2) 安定稼働体制の整備

① 大規模修繕による施設の維持管理

多種多様な産業廃棄物の焼却への対応により施設の経年劣化等が進行していることから、大規模修繕の実施による対応を図る。

この際、財源、費用対効果の観点から、修繕実施に伴う焼却炉の停止による搬入量の減少が極力、生じないような運転計画の策定に努める。

3号炉については、修繕経費と修繕期間中の営業損失及び運転経費との費用対効果の観点から、当面、現状のフリーボードバーナー使用による運転管理に努める。

また、大規模修繕については、経営改善による利益剰余金の基金への積立を図ることにより、計画的に対応するものとする。

② 安定的な稼働確保にむけた運転管理、保守点検の実施

計画受入量の焼却処理を安定的に行うため、受入物の分別等を推進し、焼却炉への負荷を軽減することで、故障等による焼却炉の緊急停止の防止に努める。

また、通常修繕、保守点検については、実施の有無や仕様内容、契約方法の見直しを検討するとともに、実施時期等については、運転計画に支障が出ないように努めるなど、合理的、効果的に行うよう見直しを図る。

(3) 処理事業経費の削減

① 運転委託費の削減

現在の随意契約による仕様内容等を見直し、競争入札の実施により、大幅な経費削減を図る。

② 薬剤消耗品費の削減

焼却に伴う薬剤（消石灰、重金属安定剤）の使用量の削減に努めるとともに、調達方法の見直しによる単価の引き下げに努める。

③ 処分委託費の削減

焼却後の燃え殻、ばいじんの最終処分の一部を、横浜市南本牧最終処分場、川崎市浮島最終処分場に搬入することについて、三公共団体の協力を得て、経費削減を図る。

(4) 組織、業務執行体制の見直し等による管理費の徹底的な削減

① 効率的な運営体制の確立等のため徹底した組織のスリム化、人員の削減を図り、人件費の大幅な削減を行う。

② 固定経費を含めた管理費の徹底的な見直しによる支出削減を図る。

(5) 安定経営に向けた取組み

① 施設建設基金への出捐についての要請

安定的な経営を担保していくために、建設基金の出捐金を使用した企業を中心に、出捐金の要請を行う。

② 神奈川県産業廃棄物協会との連携強化

事業展開していくなかで、収集運搬業者や中間処理業者との連携協力のネットワークを形成するうえで、県産業廃棄物協会との連携強化を図っていく。

③ 医師会との連携強化

公共関与による信頼性から毎年度、医療機関等との契約が増加してお

り、県内の多くの個人医院等について、県下の各医師会を通じて連携し、安定的な処理体制を保証する。

④ 国との連携強化

県内で唯一の廃棄物処理センターとして、低濃度PCBの処理等、国の施策との連動を図ることで、国との連携を強化し、公共関与の施設として活用を図る。

⑤ 経営体制の強化

営業と技術が一体となった運営を図れるよう組織の強化、職員の育成を図るとともに、営業スタッフの強化を図る。

外部の経営コンサルタントを活用し、営業活動の強化や、効果的な組織運営を図っていく。

6 中長期収支見通し

(1) 中期収支見通し

計画期間内である平成21年度～24年度までの中期収支見通しについて、収入面では、周辺施設の整備による影響を考慮しつつ、焼却炉の修繕実施などによる安定稼働体制の確保のもと、県産業廃棄物協会との連携や営業活動による新規顧客の開拓などにより搬入量の確保に努める。

支出面では、組織のスリム化による人件費の削減、運転委託費の契約方法の見直しなどによる支出削減を行う。

これらの収入支出両面からの抜本的な見直しにより、毎年度の事業収支は6億円程度の黒字となるが、日本政策投資銀行及び平成21年度から始まる神奈川県、横浜市、川崎市への借入金返済等も考慮した全体収支見通しでは、計画初年度から赤字を見込まざるを得ない状況にある。

そうしたなか、三公共団体の理解が得られ、返済計画を見直すことができた場合、毎年度、全体収支で均衡を保つことが可能となる。

この場合においても、経営改善による収支の状況をみながら借入金返済に努めることとする。

(2) 長期収支見通し

平成25年度以降の収支見通しについては、経営改善計画期間中に行う収支改善努力を平成32年度まで継続して行い、安定した経営環境の維持に努めることで、事業収支は毎年度、黒字となるが、借入金返済等を加えた全体収支では、日本政策投資銀行への返済がほぼ終わる平成26年度頃まで赤字を見込まざるを得ない。

中期収支見通し同様、三公共団体の理解が得られ、借入金返済の返済計画の見直しができる場合、毎年度、全体収支で均衡を保つことが可能となる。また、事業終了後の施設の解体費として約11億円が見込まれる。

※ 中長期収支見通し

(単位：百万円)

	19年度 38,000 t 決算額	21年度 38,000t	22年度 38,000t	23年度 38,000 t	24年度 38,000t	合計 (21 ~32)
<事業活動収支>						
事業収入	1,418	1,449	1,455	1,455	1,455	17,455
負担金収入	414	414	414	414	414	4,968
その他	5	6	6	6	6	72
事業活動収入 合計	1,837	1,869	1,875	1,875	1,875	22,495
<投資・財務活動収支>						
人件費	148	107	100	100	98	1,189
薬剤消耗品	271	163	163	163	163	1,954
光熱水料費	165	138	138	138	138	1,652
修繕費	78	105	105	105	105	1,260
運転委託費	337	236	236	236	236	2,835
処分委託費	380	106	106	136	136	2,489
支払利息(政投銀)	55	41	34	27	20	142
支払利息(三公共)	0	13	19	19	27	225
その他	283	259	256	253	250	2,898
事業活動支出 合計	1,717	1,168	1,157	1,177	1,173	14,644
事業活動事業収支差額	120	701	718	698	702	7,851
特定預金取崩収入	391	0	0	0	0	0
退職手当引当金等支出	6	2	2	2	2	24
借入金返済(政投銀 元金)	621	621	621	621	621	4,076
借入金返済(政投銀 利息)(再掲)	(55)	(41)	(34)	(27)	(20)	(142)
借入金返済(三公共 元金)	0	0	0	0	0	2,691
借入金返済(三公共 利息)(再掲)	0	(13)	(19)	(19)	(27)	(225)
投資・財務活動収支差額	△ 236	△ 623	△ 623	△ 623	△ 623	△ 6,791
全体収支差額	△ 116	78	95	75	79	1,060
積立	0	78	95	75	79	1,060
基金残高	755	633	428	303	282	-
取崩(大規模修繕)	0	300	200	100	0	1,200
取り崩し後 残高	755	333	228	203	282	418

(3) 経営改善計画の見直し

平成25年度以降の経営改善については、計画期間の最終年度となる24年度を目途に行うこととする。また、計画期間中においても計画の達成状況や社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととする。

(4) 今後の方向

事業団が担っていく公共的な役割を果たしていくために、収支の均衡を保ち、経営を継続していく。

計画期間中の経営状況については、定期的に三公共団体による確認を受けながら、進行管理に努めるものとし、事業団としては、三公共団体の協力を得ながら全力をあげて経営体制の強化を図り、経営改善に取り組んでいく。